

令和7年度  
使用済み太陽光パネルの資源循環に向けた  
事業モデル等検討業務委託

仕 様 書

三 重 県

## 業務概要

### 1 業務名称

令和7年度使用済み太陽光パネルの資源循環に向けた事業モデル等検討業務委託

### 2 目的

本県では、令和3年3月に策定した「三重県循環型社会形成推進計画」において、新たに循環関連産業の振興による経済発展と、新たな社会的課題の解決を一体的に進めていくことを基本理念に掲げている。また、令和4年10月に策定した県の中期の戦略計画である「みえ元気プラン」では、取組を一層加速させていかなければならない課題のひとつとして「脱炭素化等をチャンスととらえた産業振興」を掲げており、太陽光パネル等の循環的利用に係る取組など促進していくこととしている。

太陽光パネルの寿命は約20～30年とされ、2030年代後半以降その排出量が顕著に増加すると予想されている。こうした中、使用済み太陽光パネルのリユース・リサイクル等による資源循環が求められていることから、令和5年度に、本県における使用済み太陽光パネルの排出状況や処理実態の把握、将来の排出量の推計等を行った。また、令和6年度に、使用済み太陽光パネルに含まれる各素材の潜在的な需要量調査、効率的な回収システムの検討等を行った。

一方、現在、県内において太陽光パネル専用の再資源化施設を導入している事業者は一部に留まっている。再資源化事業の実施にあたり、処理技術・採算性・法制度化などのあらゆる面において不確実な要素が多いことが、処理業者をはじめ資源循環に関わる様々な事業者にとって参入障壁となっていると考えられる。

こうした背景のもと、本業務は、事業参入の促進に向け、使用済み太陽光パネル再資源化関連事業の将来の収益予測等から実現可能性の高い事業モデルを検討する。加えて、排出ピークの平準化に向けた太陽光パネルの長寿命化・リユース促進の取組を検討することにより、使用済み太陽光パネルの資源循環に向けた仕組みづくりに資することを目的とする。

### 3 履行期間

契約の日から令和8年3月24日（火）までに完了するものとする。

### 4 納入場所

三重県環境生活部環境共生局資源循環推進課

### 5 成果品

本業務における成果品を表1に示す。

- ・ A4判モノクロ両面（A3判の資料は折込むこと）を基本とするが、視認性を考慮する必要がある資料については、カラー印刷とすること。
- ・ 表紙はA4判カラー単色とすること。

- ・目次を付け、本編からページ番号を付加すること。
- ・報告書（概要版）はA4判カラー両面（2頁程度）を基本とすること。

表1 成果品一覧

成果品名	数量	提出媒体
報告書	4	製本
	1	CD等の電子媒体
報告書（概要版）	1	CD等の電子媒体
議事録	1	CD等の電子媒体

## 6 業務スケジュール

業務スケジュール案を表2に示すが、詳細な業務スケジュールについては提案のうえ決定するものとする。

表2 スケジュール案

業務内容	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
文献調査・ヒアリング調査		→					
将来の収益予測		→					
事業モデルの検討		→					
排出ピークの平準化に向けた取組の検討		→					
意見交換会						●	
報告書作成						→	
打ち合わせ	●		●		●		●

## 7 業務内容

「令和5年度使用済み太陽光パネル排出実態等調査業務委託」及び「令和6年度使用済み太陽光パネルの資源循環に向けた調査・検討業務委託」（以下「過年度調査」）の結果をふまえ、以下に示す業務を行うものとするが、効果的・効率的な手法について提案のうえ実施するものとする。

### （1）文献調査・ヒアリング調査

使用済み太陽光パネル再資源化関連事業への参入障壁となっている具体的な課題を抽出するために、国の調査報告書や過年度調査の報告書などの文献を調査するとともに、関係事業者（収集運搬業者、中間処理業者、リサイクラー等）にヒアリングを行い、（2）に向けた必要なデータ・情報を収集・整理する。

### 【収集するデータ・情報の例】

- ・ 太陽光パネル排出の量や時期※
- ・ 太陽光パネルの集約拠点の設置※
- ・ 太陽光パネルの収集運搬に係る利益と費用
- ・ 太陽光パネル処理施設の設置
- ・ 太陽光パネル処理施設に係る利益と導入・維持管理費用
- ・ 太陽光パネル処理施設の処理方式と技術精度
- ・ 太陽光パネル由来のガラス材の利用範囲※
- ・ 太陽光パネルの資源循環に向けた各種施策（再資源化費用等の徴収等）

※過年度調査で検討

### （２）将来の収益予測及び事業モデルの検討

（１）で収集したデータ・情報をもとに、関係事業者（収集運搬業者、中間処理業者、リサイクラー等）それぞれの将来の収益予測を行い、複数の事業モデル（誰が、どこで、どのような事業を担い、どのような行政支援が有効か等）について検討する。

### （３）排出ピークの平準化に向けた取組の検討

排出ピークの平準化に向け、太陽光パネルの長寿命化・リユース促進に係る全国の課題・取組事例を調査するとともに、必要に応じて関係事業者（太陽光発電事業者、保守点検業者、リユース業者等）にヒアリングを行う。収集・整理した情報をもとに、県内事業への展開の可能性について検討する。

### （４）意見交換会開催

関係事業者（太陽光発電事業者、建物解体業者、廃棄物処理業者、リサイクラーなどを想定）と意見交換会を開催する。津市内の会議室（オンライン併用）で1回の開催を予定しており、開催に要する経費は受託者の負担とする。

## 8 業務の着手

受託者は、契約締結後速やかに11（２）に示す業務実施計画書を作成し発注者に届出をしなければならない。

## 9 業務の実施体制及び方法

- （１）本業務の実施にあたり、受託者は業務の円滑な実施を図るため実施方針や工程等の検討を行い、業務実施計画（実施計画書、業務工程表等）を策定し、県に提出する。
- （２）本業務の実施にあたり、他都道府県市の廃棄物処理担当者や民間団体等からの意見聴取、必要な資料を収集・使用するにあたっては、発注者と協議のうえ受託者の責任において関係者と交渉し、引用することについての承諾を得るものとする。

- (3) 受託者は本業務の実施の際に、十分に対応できる人数を配置し、事業実施や関係者からの問い合わせに対応するものとする。
- (4) 本業務の従事者に対しては、本業務の内容や「三重県電子情報安全対策基準」について事前に研修を行うものとする。
- (5) 受託者は、本業務についての打ち合わせ・協議を適宜行うものとする。
- (6) その他、本業務に係る補償・経費等の一切は、受託者において負担するものとする。

## 10 管理技術者等の選任

受託者は、管理技術者及び照査技術者を選任し、本県の承認を得るものとする。

管理技術者は、業務の全般にわたり技術的管理を行うものとし、照査技術者は、業務の進行などの照査を実施するものとする。

管理技術者は照査技術者を兼ねることはできないものとする。

管理技術者は、過去に同等の業務に従事した実績を有する者を選任するものとする。

## 11 必要書類の提出

受託者は、契約締結後速やかに三重県環境生活部環境共生局資源循環推進課（以下「本課」という。）に下記の書類を提出し、承認を得るものとする。

- (1) 委託業務着手報告書
- (2) 業務実施計画書
- (3) 業務工程表
- (4) 業務実施体制及び各担当者（管理技術者・照査技術者を含む）の提出
- (5) その他、発注者が必要とする書類

## 12 受託者の責務

- (1) 本業務の実施に必要な資機材や人員については、本業務に含む。
- (2) この仕様に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、委託者と協議の上決定するものとする。
- (3) 受託者は貸与物品及び本業務における成果物（中間成果物を含む。）については、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積したり、他の目的に使用したりしてはならない。
- (4) 貸与する各種資料及び物品の取扱については、紛失及び破損のないよう万全を期すこと。
- (5) 業務終了後、受託者は貸与する各種資料及び物品のうち、紙媒体のものについては速やかに返納し、電子媒体のものについては速やかに消去すること。
- (6) 受託者は、受託期間中又は受託期間終了後を問わず、何人に対しても業務上知りえた本課の業務及び関連情報の一切を漏らしてはならない。
- (7) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

- (8) 本契約により発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって三重県に譲渡されるものとする。また、乙は著作権を譲渡した著作物に関して、著作者人格権を行使しないものとする。
- (9) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
- ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。
  - ウ 委託者に報告すること。
  - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (10) 受託者が（9）のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (11) 県から調査内容に係る指示があった場合は、指定する期日までに対応し、報告すること（必要に応じて来庁すること）。
- (12) 委託期間が終了した後においても、県が本仕様書に係る成果品や調査内容について疑義照会等、必要な対応を要求した場合は責任を持って対応すること。